

株式譲渡承認請求に係る諸問題

(Various Issues on Requests for Approval of Share Transfer)

前田 康行

(MAEDA YASUYUKI 法律事務所 (<https://maedalo.jp/>)・神奈川県弁護士会会社法研究会)

第1 はじめに

株式は、譲渡できるのが原則である（会社127条）。しかし、日本全国の株式会社約253万社¹中、株式が株式市場に上場されており、自由に株式を譲渡できる会社は、僅か3716社²にすぎない。上場されていない会社の中でどれだけの会社が、発行株式に譲渡制限を設けているのか正確な数は把握できていないが、大多数の会社が譲渡制限を設けていると言われている。

このような株式の譲渡について制限が設けられている会社であっても、退社が認められていない株主の投下資本回収のため、株式を譲渡する必要性は存する。また、現実的にも、少数派株主であり会社経営には参画できず、当該会社に興味を失った株主、支配権争いに敗れ、会社から去る株主、資金難から株式を売却する必要がある株主、支配権を取得するために他の支配権争いに無関心な株主から株式を買い取る必要のある株主等、株式の譲渡を必要とする場面が多い。

他方、会社は、会社にとって好ましくない者が株主となることを防止するために、株式に譲渡制限を設けているのであるが、定款で譲渡制限を設けているからといって安心はできない。会社が誤った対応をすると、株式譲渡承認請求を承認したものと見なされてしまう場合がある（会社145条。以下、承認したものと見なされる場合を「みなし承認」という。）からである。

本稿では、株主又はその譲受人の投下資本回収の必要性と、会社にとって好ましくないの参入を防止しようとする会社側の要請との調整が必要である株式譲渡承認請求に係る法律上又は実務上の諸問題を可能な限り抽出し検討するこ

とを目的とする。

第2 譲渡制限株式

1 譲渡制限株式とは

株式会社であっても、株主間の人的信頼関係が強い会社の場合、会社にとって好ましくない者が株主となることを阻止する必要性が存する。そこで、法は、定款によって、会社が発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について、会社の承認を要する旨を定めることを認めている。当該株式を譲渡制限株式という（会社2条17号）。

2 発行する株式の一部についてのみ譲渡制限を設けること

会社法制定前は、発行する株式の一部についてのみ譲渡制限をすることが認められるか否か学説上争いがあったが、会社法制定によって発行する一部の株式について譲渡制限の定めを設けることができることが明らかとなった（会社108条1項4号）。公開会社は、その発行する全部又は一部の株式の内容として会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社と定義されている（会社2条5号）ため、公開会社には、譲渡制限株式を全く発行していない会社と、一部発行している会社があるということになる。公開会社ではない株式会社（以下、「非公開会社」という。）は、発行する株式の全部が譲渡制限株式ということになる。

なお、特例有限会社の場合、その発行する全部の株式の内容として当該株式を譲渡により取得することについて当該特例有限会社の承認を要する旨の定款の定めがあるものと見なされ（会社整備法9条1項）、この定めと異なる内容の

定めを設ける定款変更をすることができない（同条2項）から、特例有限会社は、非公開会社である。

3 既存株主への譲渡

会社にとって好ましくない者が株主となることを阻止するという趣旨からすれば、既存の株主への株式の譲渡については、譲渡制限株式であっても、会社の承認は不要であるはずであるが、現行法上では、定款に特段の条項（会社107条2項1号口）がない限り、会社の承認が必要となる。閉鎖型の会社においては、株主間の持株比率の変動にも会社が無関心ではいられないからと説明されている³。但し、特例有限会社の場合、その株主が当該株式を譲渡により取得する場合においては、会社の承認があつたものとみなす旨の定款の定めがあるものと見なされ（会社整備法9条1項）、この定めと異なる内容の定めを設ける定款変更をすることができない（同条2項）とされている。よって、特例有限会社の場合、もし譲受予定者が特例有限会社の既存株主であった場合には、会社は、株式譲渡を阻止できないということになる。

4 会社の承認を要しない場合

譲渡制限株式の譲渡乃至取得であっても、次のような場合には、会社の承認を要しない。

（1）譲渡制限株式を発行した会社への譲渡の場合

譲渡制限株式は、会社にとって好ましくない者が株主となることを阻止するという目的であるため、当該譲渡制限株式を発行した会社に譲渡する場合には、会社の承認を要しない（会社136条括弧書）。

（2）一般承継の場合

譲渡制限株式について会社の承認を要するのは、特定承継の場合であり、相続や合併などの一般承継による株式の取得の場合には、会社の承認を要するという制限は及ばない（会社134条4項参照）。相続による株式の移転の場合でも、会社にとって好ましくない者が株主となる可能性はあるから、譲渡制限を設けているからといって会社は安心することはできない。このような場合に備えて、売渡請求ができる旨の

定款を設けたり（会社174条）、売渡強制条項を設けた株主間契約⁴、取得条項付種類株式等による防止策を検討する必要がある。

（3）「一人会社」の株主が譲渡する場合

最高裁平成5年3月30日第3小法廷（民集47巻4号3439頁）は、「商法204条1項ただし書きが、株式の譲渡につき定款をもって取締役会の承認を要する旨を定めることを妨げないと規定している趣旨は、専ら会社にとって好ましくない者が株主となることを防止し、もって譲渡人以外の株主の利益を保護することにあると解される（最高裁昭和47年（オ）第91号同48年6月15日第二小法廷判決・民集27巻6号700頁参照）」と判示し、「一人会社」の株主がその保有する株式を他に譲渡した場合について、定款所定の取締役会の承認がなくとも、その譲渡は、会社に対する関係においても有効とした。この結論は会社法制定下においても支持されている⁵。

（4）全株主が承認している場合

譲渡制限株式の譲渡について、全株主が承認をしている場合も、「一人会社」の場合と同様、会社の承認を要しないと解される⁶。

（5）定款によって承認を要しない旨規定された一定の場合

譲渡制限株式を発行する会社は、一定の場合に会社が承認をしたものと見なす旨を定款で定めることができる（会社107条2項1号口・108条2項4号）ため、その一定の場合には、会社の承認を要しない。「一定の場合」の定め方は、取引主体に着目する方法と、取引対象に着目する方法がありうる。具体的には、前者の場合、取得者が既存株主、取締役、従業員というような一定の属性を有する場合で、後者の場合には、譲渡される株式の数量が一定未満の場合である⁷。

取引主体に着目する方法のうち、取得者ではなく、譲渡者が一定の属性を有する場合（譲渡者が取締役である株主の場合）の譲渡制限株式の譲渡について、会社が承認をしたものと見なす定款の定めの有効性については問題がある。譲渡制限株式の制度が、取得者の選択を会社に認めるための制度であるからである。このような定款の定めは、一定の株主にのみその株式の

譲渡について、会社の承認を要求することになり、株主平等原則に反することを理由に無効と解するのが通説である⁸。これに対して、仮にそのような定款を定めなかつたとしても、譲渡承認請求手続において、承認するか否かは取締役会等の承認機関の裁量に委ねられており、そこに株主平等原則を貫くことができない以上、このような定款を無効としても意味がない旨の見解も存する⁹。但し、株式の譲渡制限を定めたときは、当該定款規定を登記する必要がある（会社 911 条 3 項 7 号）ところ、登記実務においては、このような定款の定めは無効と取り扱われているため¹⁰、実務上は、譲渡株主の属性によって承認をしたものと見なす旨の定款の定めは登記できない。

第3 譲渡等承認請求

1 譲渡等承認請求の主体

譲渡制限株式の譲渡について会社に対して承認請求をするのは、譲渡制限株式の譲渡を予定している株主が会社に対して、その譲渡によって譲受人が当該株式を取得することについて承認を請求する場合（会社 136 条）と、譲渡制限株式を既に取得した取得者が、会社に対して、その取得について承認請求をする場合がある（会社 137 条 1 項。これら請求を「譲渡等承認請求」と、又、これら請求をした者を「譲渡等承認請求者」という。）。譲渡制限株式の取得を予定しているにすぎない取得予定者は、会社に対して承認請求をすることができない。

2 抱き合せの譲渡等承認請求

株主が、その譲渡等承認請求に際して、当該株主の会社に対する貸付金債権等他の請求と抱き合せて行うことがあるが、この場合の譲渡等承認請求の有効性が問題となる。例えば、株主 A がその有する株式を、A の会社に対する貸付金債権とともに B に対して譲渡する旨の譲渡等承認請求がなされたような場合である。

株式の譲渡の部分と貸付金債権の譲渡の部分について、分離して判断することが A の意思に反しないことが明らかな場合、会社としては、

株式の譲渡の部分と貸付金債権の譲渡の部分を分離して判断すればいい。例えば、株式の譲渡については承認を拒絶する旨の通知（会社 139 条 2 項）、及び、買取請求がなされていれば、会社または指定買取人による買取通知（会社 141 条 1 項・142 条 1 項）をし、貸付金債権の譲渡については、単なる債権譲渡の予告通知と捉え何ら反応をする必要もないし、また、事実上、会社が指定した者による貸付金債権の買取交渉をすることも可能であろう。

しかし、A が、株式と貸付金債権を一体でなければ B に譲渡する意味がないと考えている場合のように、株式の譲渡の部分と貸付金の譲渡の部分について、不可分一体の意思表示（又はそれが不明な意思表示）と考えられる譲渡等承認請求については、無効なものと考えられる¹¹。譲渡等承認請求を受けた会社は、2 週間以内に承認をするか否かの結論を出さなければみなし承認が成立してしまう（会社 145 条 1 号）が、このような抱き合せの譲渡承認請求に対して会社が 2 週間以内に結論をだすことが困難が多いからである。この点について、有限会社のケースにおける下級審判例であるが、有効と判断した判例も存する¹²。実務上は、このような抱き合せの譲渡等承認請求を受けた会社としては、抱き合せの請求が無効であることを通知とともに、仮に有効な場合に備えて、株式の譲渡について承認をしないこと、仮に買取請求も為されていた場合には、会社または指定買取人による株式の買取を通知するなどのように、株式の譲渡の部分だけ切り離して検討すべきであろう。貸付金債権の譲渡について、仮に買取請求がなされていたとしても、会社や第三者による買取（会社の場合には期限前弁済になろうか。）を法的に強いられる理由はないことは明らかである。

3 株式取得者からの譲渡等承認請求の場合

譲渡制限株式の取得者が会社に対して承認請求をしようとする場合、原則として、当該株式の株主として株主名簿に記載・記録された者（又はその相続人等）と共同してしなければならない（会社 137 条 2 項）。例外的に利害関係人の利

益を害するおそれがないものとして会社法施行規則（以下、「会社規則」という。）24条で定められている場合には、単独で承認請求ができる。

4 譲渡等承認請求の方式

譲渡等承認請求をする場合、当該株式数（種類株式発行会社の場合には、譲渡制限株式の種類及び種類ごとの数）、譲渡予定株主からの請求の場合、譲受予定者の氏名・名称（譲渡制限株式を取得した取得者からの請求の場合、株式取得者の氏名・名称）、及び、会社が承認をしない場合において、会社又は会社が指定する買取人が買い取ることを請求（買取請求）する場合その旨を明らかにする必要がある（会社138条）。これ以外の方式は特に限定されていないため、口頭や、電子メール等の電磁的方法による譲渡等承認請求も有効である。しかし、譲渡等承認請求の有無及びその時期（譲渡等承認請求がなされた日は、後述するみなし承認が成立する場合の期間の起算点としての意味をもつ。）を明確にするため、実務上は内容証明郵便によることが多いのではないかと思われる。

譲渡等承認請求の方式について会社が制約を加えることは、譲渡等承認請求が株主の権利であることから、原則としてできないと解されている。しかし、例えば、会社所定の書面に限定するなど、株主に特に不利益を与えない合理的な制約を定款で定めることは有効と解される¹³。

5 買取請求

譲渡等承認請求に対して会社が承認をしない場合に備えて、譲渡等承認請求者は、その投下資本回収のため、会社や指定買取人による買取を請求することができる（138条1号ハ・同条2号ハ）。買取請求をするか否かは任意であり、買取請求をしない譲渡等承認請求もありうる。しかし、買取請求をする場合には、譲渡等承認請求の中で行使しなければならず、買取請求のみを単独で行使することはできない¹⁴。

第4 承認をしない旨の決定と通知

1 承認機関

譲渡等承認請求をなされた会社が承認をする

か否かの決定をする場合、定款に定めがある場合にはそれにより、定款に定めがない場合、取締役会設置会社においては取締役会、取締役会設置会社以外の会社では株主総会の決議による必要がある（139条1項）。定款に別段の定めをしない場合、「当会社の承認を要する」旨承認機関を明示しない登記をすることも可能である¹⁵。

（1）定款による変更 代表的なケース

定款で別の定めをする場合としては、取締役会設置会社が株主総会と定めること¹⁶、譲渡制限種類株式に関する決定機関をその種類株主総会と定めること等があり得る¹⁷。

（2）定款による変更 会社とは関係ない第三者

会社とは全く関係ない第三者を承認機関とすることができるという見解も存する¹⁸が、会社の機関の間の権限分配を定款自治により変更することができるに過ぎないため、おそよ会社の機関でない者を承認機関とすることはできないと解される¹⁹。

（3）定款による変更 代表取締役

取締役会よりも下位の機関を承認機関とすること、例えば、取締役会設置会社において代表取締役を承認機関と定めることができるかは問題である。肯定説は、定款自治を範囲内であることを理由とする²⁰。立案担当者も、これを肯定する²¹。否定説は、譲渡等承認請求について承認をするか否かは、本来は株主自身が選択するのが望ましいが、取締役会設置会社では株主総会の招集に一定の時間がかかるなどを考慮して取締役会を承認機関と定めたと解される会社法139条1項本文の趣旨、及び、指名委員会等設置会社において、株式の譲渡の承認を執行役に委任することは許されていないこと（会社416条4項1号）を根拠にとする²²。下級審であるが、判例も否定説を採用している²³。更に、否定説は、法定の承認機関が、下位の承認機関に承認するか否かの決定を委ねることができるか否かで見解が分かれている²⁴。

（4）買取請求がなされている場合

譲渡等承認請求者から買取請求がなされている場合には、承認を拒絶しようとする会社は、

通常、承認を拒絶する旨の決議と同時に、会社又は指定買取人が買い取る旨の決議も同時に行われると考えられるが、会社が買取をする場合には、後述のとおり必ず株主総会による決議が必要（140条2項）であるため、譲渡等承認請求に対する承認機関が取締役会の場合、取締役会決議後、改めて株主総会決議で会社が買い取る旨の決議を行わなければならないことになる。

（5）機関設計の変更と承認機関

例えば、定款によって取締役会を承認機関と定めている取締役会設置会社において、取締役会を廃止したような場合のように、機関設計の変更に伴い承認機関が廃止されたような場合、承認機関に係る定款の定めが残存していたとしても、当該定款の定めは無効となり、この場合、会社法139条1項により株主総会が譲渡承認機関となる²⁵。

（6）特例有限会社の場合

なお、特例有限会社の場合、取締役会設置会社になりえない（会社整備法17条1項）ため、譲渡等承認請求に係る承認をするか否かの決定は、株主総会の決議で行うことになる（会社139条1項）。

2 承認機関における議決権行使

譲渡の当事者が取締役であり、かつ、承認機関が取締役会である場合、譲渡当事者は、特別の利害関係（会社369条2項）に該当するかは争いがある。譲受人である取締役の場合に限り特別利害関係人に該当するとの説もあるが²⁶、譲渡人・譲受人いずれの場合であっても、特別利害関係人に該当すると解すべきであろう²⁷。

承認機関が株主総会の場合、譲渡株主は、株主として議決権行使が可能であるが、その者が議決権行使をしたことによって著しく不当な決議がなされた場合には、決議取消事由に該当する

（会社831条1項3号）。譲受人が、既存株主であった場合も同様である。なお、買取請求に対して、会社が買い取る場合の株主総会においては、譲渡等承認請求者は、議決権行使ができない（会社140条3項）。

3 対象譲渡制限株式の一部についての承認

対象譲渡制限株式の一部のみ承認し、残部を

拒絶することは、許されない²⁸。通常は、対象株式の一部の取得では、譲渡当事者の意思に反するからである（後述第5第2項参照。）。

4 通知

会社が承認をするか否かの決定をした場合、譲渡等承認請求者に対して、その決定の内容を通知しなければならない（会社139条2項。通知を怠った代表者は、科料に処される（会社976条2号））。会社が譲渡等承認請求の日から2週間以内（定款でこれを下回る期間を定めている場合にはその期間内）にこの通知をしなかった場合、譲渡等承認請求について、みなし承認が成立する（会社145条1号）。

そのため、会社が、譲渡制限株式の譲渡を阻止しようとする場合は、譲渡等承認請求の意思表示が到達した日の翌日から起算して2週間（定款でこれを下回る期間を定めている場合にはその期間）目が終了するまでに、承認しない旨の通知が譲渡等承認請求者に到達するようになければならない。取締役会や株主総会の招集に一定の期間を要する（会社299条・368条）ので、注意が必要である。承認機関の決定を欠く通知は、会社法139条2項の通知としての効力は認められない結果、会社法145条1号によってみなし承認が成立することになる。

第5 買取請求への対応

1 総論

買取の請求を伴う譲渡等承認請求に対して、会社が承認をしない場合には、会社は、会社が買い取るのか、又は、会社が指定する者（指定買取人）が買取をするのかを決める必要がある（会社140条1項・4項）。

2 一部の買取

会社法140条1項2号の「株式会社が買い取る対象株式の数」及び同法142条1項2号の「指定買取人が買い取る対象株式の数」の規定からすると、会社や指定買取人が譲渡等承認請求の一部を買い取ることが認められているように読める為、以下検討する。

(1) 一部のみ不承認とし買い取ること

この問題は、まず譲渡等承認請求に対して、一部のみ承認し、残部を会社又は指定買取人が買い取ることができるか、という問題提起が可能である。譲渡等承認請求について、対象株式の一部のみ承認することは前記のとおり認められていない。よって、対象株式の一部のみ承認し、残部を会社又は指定買取人が買い取ることも認められない²⁹。

(2) 全部不承認とし一部のみ買い取ること

次に、譲渡等承認請求について、対象株式全部について承認をしない決定をした場合、対象株式の一部のみを会社又は指定買取人が買い取る旨を決めるることは、当然許されない。譲渡等承認請求者が残部の株式について投下資本回収の途がなくなるからである。

(3) 一部を会社が残部を指定買取人が買い取ること

では、指定買取人が対象株式の一部を、残部を会社が買い取ることは可能であろうか。後述する財源規制との関係で、会社が対象株式の一部しか買い取ることができない場合がありうる。肯定説を前提にすれば、このような場合、会社が対象株式の一部を買い取り、残部を指定買取人が買い取ることも可能である³⁰。否定説は、譲渡等承認請求者が、会社と指定買取人との個別の対応を強いられる理由とする³¹。

しかし、否定説を前提にすると、財源規制との関係で、会社が対象株式の全部の買い取りをすることができない場合には、指定買取人を指定するしか方法がなくなってしまう。会社法 140 条 4 項が指定買取人について、「対象株式の全部又は一部を買い取る者」と定義づけていることからすれば、対象株式の一部を指定買取人が、残部を会社が買い取る場合を法が予定していると考えられる。また、否定説が指摘する譲渡等承認請求者による会社と指定買取人との個別の対応も、後述のとおり複数の指定買取人の指定が許されない以上、譲渡等承認請求者に不合理な負担を強いるものではないと考えられる。よって、肯定説が妥当と考えられるが、まだこの点について判断した判例が見当たらない以上、

会社が対象株式全部を買い取ることができない場合、実務的には難しい判断を強いられることになる。否定説を前提にすると、一部を指定買取人が、残部を会社が買い取る旨の買取通知(会社 141 条 1 項・142 条 1 項)は、不適法な通知となり、みなし承認(会社 145 条 2 号)が成立することになる³²からである。

(4) 複数の指定買取人が買い取ること

この点については、後述する(第 5 第 4 項(1))。

3 会社による買取の場合

(1) 株主総会の特別決議

会社が買い取る場合には、それが自己株式の取得であるため、取締役会設置の有無にかかわらず、株主総会の特別決議によって会社が買い取る旨と買い取る対象株式数を定めることが必要である(会社 140 条 2 項・309 条 2 項 1 号)。譲渡等承認請求に対して、承認をするか否かを決める株主総会では、譲渡等承認請求者の議決権の行使に制約はないが(会社法 831 条 1 項 3 号の「特別の利害関係を有する者」に該当することは前述のとおり)、会社が買い取る旨を決定する決議においては、特定の者からの自己株式取得の場合(会社 160 条 4 項)と同様、譲渡等承認請求者は、議決権を行使することはできない(会社 140 条 3 項)。

(2) 供託・書面の交付・通知

会社が買取りをする場合には、1 株あたりの純資産額(会社規則 25 条で定める方法により算定される額)に買取対象株式数を乗じた金額を供託し、供託を証する書面を譲渡等承認請求者に対して交付し、更に、会社が買い取る旨等を通知する必要がある(会社 141 条 1 項・2 項)。

ア 供託

1 株あたりの純資産額は、基準純資産額を基準株式数で除して得た額に 1 株当たり純資産額を算定すべき株式についての株式係数を乗じて得た額である(会社規則 25 条 1 項)。基準純資産額は、基準算定日(会社規則 25 条 6 項により会社 141 条 1 項の通知の日)における資本金、準備金、剰余金、最終事業年度末日時点の評価・換算差額等に係る額、及び、新株予約権の帳簿額の合計額から自己株式及び自己新株予約権

の帳簿価額の合計額を減じて得た額である（会社規則 25 条 3 項）。これが 0 円未満になる場合は 1 株当たり純資産額は 0 円となり（会社規則 25 条 3 項かつこ書き）、供託は不要となる³³。

供託を証する書面は、供託書正本又は供託証明書である³⁴。なお、供託規則の一部を改正する省令（平成 17 年法務省令 13 号）により、旧供託規則 25 条 1 項 1 号が削除され、会社が供託金の取戻請求をするのに供託書正本を添付する必要がなくなったため、供託書正本を交付することも可能である³⁵。

供託額が法定の金額（会社 141 条 2 項、会社規則 25 条）に満たない場合には、会社法 141 条 2 項の供託としての効力は生じない³⁶。後述のとおり、会社法 141 条 1 項の通知は、有効な供託が事前または遅くとも同時になされている必要があるため、通知も無効となり、見なし承認が成立する（会社 145 条 2 号）ことになるので注意が必要である。なお、指定買取人のケースで、会計上の勘定科目の解釈の結果、供託額に僅少な不足額が生じたケースについて、当該供託を有効とした判例もある³⁷が、会社による供託の場合にも同様に解されるかは疑問である³⁸。

会社が逆粉飾をしていたような場合、譲渡等承認請求者が会社の内情を疎明した場合、不足額のいかんにかかわらず、供託は無効になり、みなし承認が成立するとの見解もある³⁹。

イ 通知

会社法 141 条 1 項の通知の方式には特に限定がないため、口頭による通知も可能であるが、後述のとおり、この通知により売買契約が成立し、以後の買取請求の撤回が許されなくなることや、みなし承認成立のリスクを考えると、実務上は内容証明郵便等通知をしたことを後に証明可能な方法によることになるであろう。

対象株式を会社が買い取る旨の通知は、形成権の行使であり、それによって対象株式に係る売買契約が成立する⁴⁰。よって、この通知を受けた後は、譲渡等承認請求者は、会社の承諾がない限り、譲渡等承認請求を撤回することができない（会社 143 条 1 項）。

この通知は、会社が承認認拒絶の通知をした

日から 40 日（定款でこれを下回る期間を定めている場合にはその期間。以下、法定の期間を前提に述べる。）以内に行わないと、承認をする旨の決定をしたものと見なされる（会社 145 条 2 号）。

ウ 供託を証する書面の交付と 141 条 1 項の通知の先後関係

承認擬制が成立する場合を定めた会社法 145 条 3 号を受け会社規則 26 条 1 号は、譲渡等承認請求に対する拒絶の通知（会社 139 条 2 項）の日から 40 日以内に、会社法 141 条 1 項の通知をした場合において、当該期間内に譲渡等承認請求者に対して、供託を証する書面を交付しなかったときにみなし承認が成立すると定めている。この会社規則 26 条 1 号の記載から、会社法 141 条 1 項の通知をした後に供託を証する書面を交付することも可能のように読める。

しかし、供託を証する書面の交付を定めた会社法 141 条 2 項は、「通知をしようとするときは」と定め、通知前に供託を証する書面を交付することを前提としている。また、供託を要求して買取代金支払債務の履行を担保するという趣旨と、141 条 1 項の通知後は、譲渡等承認請求者の買取請求の撤回が許されないこと（143 条 1 項）との均衡から、供託を証する書面は、事前に、遅くとも買取通知と同時に要すると解され、供託を証する書面の交付前の通知は無効と解される⁴¹（なお、この解釈を前提にすると、後述のとおり（第 7 第 3 項）、会社規則 26 条 1 号の規定の意義はほとんど見いだせないことになる。）。

実務上は、供託した後、供託書正本又は供託証明書を配達が証明できる送付方法（書留郵便等）で送付し、同時（又は、少し遅らせた後に）に、141 条 1 項の買取通知を内容証明郵便にて行う（念の為、供託書を送付した旨を記載しておくのが望ましい。）ことになろう。もし、供託書の到達よりも先に 141 条の買取通知が先に到達してしまった場合には、その通知が無効になる場合に備えて、念のため、再度 141 条の通知を発送する必要があると思われる。

(3) 株券発行会社の場合

対象株式が、株券発行会社の株式の場合、譲渡等承認請求者は、141条2項の供託を証する書面の交付を受けた日から（会社141条1項の通知を受けた日ではない。）1週間以内に、対象株式に係る株券を供託し、供託後遅滞なく会社に対して供託をした旨を通知しなければならない（141条3項）。実務上は、供託規則16条に基づき、供託時に供託官に対して供託通知書の発送請求を行うことになる⁴²。譲渡等承認請求者が、この期間内に供託をしなかった場合、会社は、対象株式に係る売買契約を解除することができる（会社141条4項）。この場合には、みなし承認が成立することはない（会社145条3号、会社規則26条3号参照）⁴³。

なお、株券発行会社ではあるが、株券が発行されていない場合（会社215条4項）、譲渡予定株主は、会社に対して、予め株券の発行請求をしておく必要がある。

(4) 財源規制の制約

会社による買取の場合、買取額は、売買の効力が生じる日における分配可能額を超えてはならないという財源規制の制約がある（会社461条1項1項・465条1項1号）。財源規制に違反した株式の取得の有効性については、争いがある⁴⁴。無効説を前提にすると、会社法145条3号、会社規則26条3号を類推解釈して、譲渡承認請求について承認をする決定をしたものと見なされると解される⁴⁵。有効説を前提にした場合でも、当初会社が想定していた買取額は財源規制の範囲内であると考えていたが、後の裁判所による売買価格の決定（会社144条2項乃至4項）によって定められた額が財源規制の範囲を超えていた場合（後述のとおり、裁判所の決定する額は、財源規制は及ばないと解される。）、会社は売買代金を支払うことができず、譲渡等承認請求者が会社との間の対象株式に係る売買契約を解除できると解され、解除により、会社が譲渡を承認する旨の決定をしたものと見なされることになる（会社145条3号、会社規則26条3号）⁴⁶。

よって、譲渡等承認請求を認めたくない会社

としては、最終的な売買価格（会社144条参照）が、分配可能額を超える可能性がある場合には、指定買取人による買取を検討せざるをえない⁴⁷。

4 指定買取人による買取の場合

(1) 指定買取人の指定

指定買取人を指定する場合には、定款に特に定めがない限り、取締役会設置会社においては取締役会決議、それ以外の会社においては株主総会の特別決議によって指定する必要がある（会社140条5項、309条2項1号）。

指定買取人1人では、対象株式全部を買い取るだけの資金を用意できないような場合、複数の指定買取人を指定することも考え得る（会社140条4項は、指定買取人について「対象株式の全部又は一部を買い取る者」としている。）が、譲渡等承認請求者の同意がない限り、認められない⁴⁸。

(2) 供託・書面の交付・通知

指定買取人による買取りの場合、会社が買取りをする場合と同様に、指定買取人は、1株あたりの純資産額に買取対象株式数を乗じた金額を供託し、供託を証する書面を譲渡等承認請求者に対して交付し、更に、指定買取人が買い取る旨等を通知する必要がある。

この通知を、会社が承認拒絶の通知をした日から10日（定款でこれを下回る期間を定めている場合にはその期間。以下、法定の期間を前提に述べる。）以内に行わなかった場合、会社法139条2項の通知（譲渡等承認請求に対して承認するか否かの決定の通知）の日から40日以内に会社が対象株式を買い取る旨の通知（会社141条1項）をしなければ、譲渡等承認請求について、承認をする旨の決定をしたものと見なされる（会社145条2号）。

指定買取人が、会社が承認拒絶の通知をした日から10日以内に買取通知を行わなかった場合に、指定買取人がその後買取通知をなすことができるか否か、法規上は明らかではない（会社145条2号は、指定買取人が10日以内に買取通知をした場合、会社の買取通知が期間内になされなかつた場合のみなし承認の成立が妨げられるという効果を規定しているにすぎず、10

日を経過した指定買取人の通知の効果について規定していない。)が、別段の定めがない限り、買取通知はできないと解される⁴⁹。会社が買い取る場合と異なり、買取通知の通知期間が短いので注意が必要である。

また、指定買取人による通知には、会社法126条の適用がないことは明らかである。

会社規則26条2号も、会社が買い取る場合の同条1号同様、通知発送後の供託を証する書面の交付がありうることを前提にしているが、会社が買い取る場合と同様、会社法142条2項の供託を証する書面の交付は、会社法142条1項の通知より前に、遅くとも買取通知と同時に要すると解され、供託を証する書面の交付前の通知は無効と解される⁵⁰。これに関連して、後述のとおり(第7第4項)、会社規則26条2号の規定の意義が問題となる。

(3) 株券発行会社の場合

対象株式が、株券発行会社の株式の場合、譲渡等承認請求者は、会社法142条2項の供託を証する書面の交付を受けた日から(会社142条1項の通知を受けた日ではない。)1週間以内に、対象株式に係る株券を供託し、供託後遅滞なく指定買取人に対して供託をした旨を通知しなければならない(会社142条3項)。この期間内に供託をしなかった場合、指定買取人は、対象株式に係る売買契約を解除することができる(会社142条4項)。この場合に、みなし承認が成立することはない(会社145条3号、会社規則26条3号参照)のは、会社による買取の場合と同様である。

5 指定買取人指定後の会社による買取

会社が、対象株式の全部について指定買取人を指定した(会社140条4項・5項)後に、会社が対象株式全部を買い取ることができるだろうか。

指定買取人による買取通知(会社142条1項)がなされなかった場合、会社による買取通知がなされなかった場合(会社145条2号)とは異なり、みなし承認は成立しない。よって、譲渡等承認請求に対する拒絶通知をした日から40日以内に会社が買取通知(会社141条1項)を

することによって会社が買い取ることが可能である。

指定買取人による買取通知(会社142条1項)がなされ、指定買取人と譲渡等承認請求者間に売買契約が成立した場合には、指定買取人による解除(会社142条4項)がなされない限り、会社が買い取る余地はないであろう。指定買取人による解除(会社142条4項)がなされた場合、前述(第5第4項(3))のとおりみなし承認は成立しないため、指定買取人による買取通知(会社142条1項)がなされなかつた場合と同様、会社が買い取る余地が残されると考えられる。

では、指定買取人が、会社の承認拒絶通知の日から10日以内に買取通知をしたが、期間内に供託を証する書面を交付できなかつた場合はどうか。前述のとおり、期間内に通知がなされていても、供託を証する書面の交付を伴わない買取通知は無効と解されるため、指定買取人との間で売買契約は成立しない。そこで、会社が買い取る余地が残されているか否かは、このような場合にみなし承認(会社規則26条2号)が成立するか否かによる。みなし承認が成立する場合には、会社が買い取る余地はなくなるからである。みなし承認が成立する場合については、後述(第7)でその整理を試みるが、会社規則26条2号によるみなし承認は認めるべきではないと考える。

第6 売買価格の決定

1 総論

前記のとおり、会社又は指定買取人が、譲渡等承認請求者に対して買取通知をすることによって売買契約が成立する。そして、会社又は指定買取人と譲渡等承認請求者との間で、売買価格についての協議をすることになる(会社144条1項・7項)。

また、いずれかから、買取の通知があった日から20日以内に、裁判所に対して、売買価格の決定の申し立てをすることができる(会社144条2項・7項)。裁判所は、譲渡等承認請求の時点

における会社の資産状態その他一切の事情を考慮して売買価格を決定する（144条3項・4項・7項）。

この期間内に申し立てがないと、会社又は指定買取人が供託すべき額（1株あたりの純資産額に買取対象株式数を乗じた金額）が売買価格となる（会社144条5項・7項）。

2 裁判所による売買価格の決定

（1）手続

裁判所による売買価格の決定を求める場合、会社または譲渡等承認請求者が、買取通知（会社141条1項・142条1項）があった日から20日以内に裁判所に対して申立をする必要がある。平成17年改正前商法204条の4第1項と異なり、「売買価格に付協議調ハザルトキハ」という定めはないため、売買価格決定の裁判を求めるために、事前の売買価格の協議は要しない。

管轄は、当該会社の本店所在地を管轄する地方裁判所に属する（会社868条1項）。

関係当事者の手続保障のため、申立書副本の送付（会社870条の2第1項・870条2項3号）、審問の期日における関係者からの陳述の聴取

（会社870条2項3号）、審理終結日及び裁判日の告知（会社870条の2第5項・同第6項）、売買価格決定の裁判に対する即時抗告（会社872条5号）、即時抗告状の副本の送付（会社872条の2第1項）の手續が定められている。

（2）売買価格の決定に際して考慮すべき事情の基準時

会社法144条3項は、「譲渡等承認請求の時」における株式会社の資産状態その他一切の事情を考慮すべき旨を定めており、売買価格の決定に際して考慮すべき事情の基準時について、譲渡等承認請求の時としている。

（3）株式評価手法

株式の評価手法については、一般的に、純資産方式（ネットアセット・アプローチ、コスト・アプローチとも呼称される。）、収益方式（インカム・アプローチ）、及び、マーケット・アプローチの3方式があげられる。

ア 純資産方式

純資産方式は、1株あたりの会社の純資産を算

定する方式である。この方式には、貸借対照表すなわち簿価上の純資産額を用いる簿価純資産方式と、貸借対照表上の資産及び負債の数値を時価に評価し直す時価純資産方式がある。

簿価純資産方式は、貸借対照表上の数値をそのまま用いるため、会社または指定買取人による通知をするにあたり必要な供託すべき金額を算定するにあたり用いる純資産額（会社法141条2項・142条2項、会社規則25条）と近接した評価額になることが予想される。

計算方法が簡易であるというメリットがあるが、簿価の含み損益が全く考慮されないため、簿価純資産方式がそのまま株式評価の手法として用いられることは稀と思われる。

純資産方式は、理論上、継続企業の株式価値を示すものではないため、事業の継続が前提とされた会社の価値を評価する方法としては適切とは言えない。また、全ての資産及び負債について、時価に評価し直すのは事実上困難であるため、純資産方式を採用する場合、土地や有価証券等の主要な資産に限定して時価評価することが多い。

イ 収益方式

収益方式は、会社の将来の1株あたりのキャッシュ・フロー、課税後純利益または配当額を予想し、それに適切な割引率を用いて現在価値に引き直して株式の価値を算定する方式である。キャッシュ・フローを用いる方式をDCF方式

（ディスカウント・キャッシュ・フロー方式）、課税後純利益を用いる方式を収益還元方式、配当額を基準とする方式を配当還元方式という。

いずれも将来のキャッシュ・フロー、課税後純利益又は配当額を予想することが困難であり、また、現在の価値に割り戻すために用いられる割引率の選定に評価をする者の裁量が広いという問題はあるが、事業が継続することを前提とする会社の株式の評価として純資産方式に比して優れていると言える。

その中でも、DCF方式が現在の主流であり、事業の継続を前提とした会社の株式の評価の原則的な評価方式と考えられる⁵¹。

収益還元方式は、課税後純利益という減価償

却費が控除されるなど会計上の概念であるため、株式の価値を算定する方式として適切なものと言えるか疑問であるが、会社から株価算定のための必要な資料が提出されない場合でも簡便に算定できる方式として意義がある⁵²。

配当還元方式は、合理的な配当政策が採られていることを前提にすれば、事業継続を前提とした会社の株式の価値を算定する方法として適切と言える。しかし、現実には、社内内部留保等が過大に行われ、配当額が恣意的に低額に抑えられている場合が少なくない。そのため、配当還元方式は、配当実績を基準に算定すると株価が著しく低額になるという問題が指摘されている⁵³。

ウ マーケット・アプローチ

マーケット・アプローチには、過去の株式取引事例を参照する方法（取引事例方式）、対象会社と類似する同業の上場会社の市場価格を参照する方法（類似会社比準方式）が存する。取引事例方式については、市場性のない株式の取引先例が、株式の客観的価値を適正に反映するのか疑問ある⁵⁴。また、類似会社比準方式については、類似している上場会社を選定することが著しく困難である⁵⁵。

エ 評価手法の選択

これら手法のいずれを用いて株式の価値を見出すかについて、多くの裁判例は、複数の方式で算出された結果に、適宜の重要度を見出し、加重平均をすることが多いが、継続可能性が高いと考えられる場合には、DCF方式、収益還元方式等のインカムアプローチに、継続可能性が低いと考えられる場合には、時価純資産方式に重きが置かれる傾向にある⁵⁶。更に、インカムアプローチの中でも少数株主の保有株式については、配当還元方式が重視される傾向がある⁵⁷。配当還元方式については、前記のとおり、配当が恣意的に低く抑えられる場合、株式の評価が著しく低くなるという問題が存するが、「少数株主は将来の配当をコントロールすることができないから、現状の配当が不当に低く抑えられているとしても、その限度における配当を期待するほかない」ことを理由に、上記問題について

不合理な点はないとする下級審判例も存する⁵⁸。しかし、この考え方では、同じ会社の株式でありながら、支配株主の有する株式と少数株主のそれの評価の方式が異なることになるが、合理性があるとは考えられない。また、少数株主が、配当をコントロールできないからといって、会社の内部留保は支配株主に属するものではなく、それを独占することは許されないはずである。よって、配当額が恣意的に低く抑えられているような場合、将来、合理的な配当政策が行われることを前提に評価されない限り、現在の配当額を基準に配当還元方式を用いることは妥当ではない⁵⁹。

オ 時価純資産方式は、株価の最低額を画するか

時価純資産方式を用い、かつ、時価の算定方法として、再調達時価ではなく、処分時時価を採用する場合、当該会社の解散価値を示すことになる。そのため、処分時時価純資産方式によって算出された株価が、DCF方式等によって算出された株価を上回る場合、このような場合には会社は解散・清算されるのが株主利益最大化に資することを理由に、処分時時価純資産方式は、株価の最低額を画するとの見解がある⁶⁰が賛成である。

(4) 裁判所による売買価格の決定に財源規制が及ぶか。

前記のとおり会社による買取の場合、買取額は、分配可能額を超えてはならないという財源規制の制約がある（会社 461 条 1 項 1 項・465 条 1 項 1 号）ところ、この財源規制は、裁判所によって売買価格を決める際の上限となるか問題となる。財源規制は資本維持の原則から要請されるものであるが、裁判所による売買価格の決定については、あくまでも対象株式の客観的評価によって決定されるべきであり、財源規制の枠内に収まるように決定することは許されないと考えられる⁶¹。

第7 みなし承認が成立する場合

1 総論

みなし承認が成立する場合について会社法145条は、以下の3つの場合を規定する。すなわち、①譲渡等承認請求の日から2週間以内に会社法139条2項の通知（譲渡等承認請求に対して承認をするか否かの決定）をしなかった場合（会社145条1号）、②会社の拒絶通知の日から40日以内に会社法141条1項の通知（会社による買取の通知）をしなかった場合（会社145条2号）、③法務省令で定める場合（会社145条3号）である。そして、同条3号を受け、会社規則26条は、更に以下の3つの場合を規定する。すなわち、③-1会社が期間内に会社法141条1項の通知をした場合において、期間内に供託を証する書面を交付しなかった場合（会社規則26条1号）、③-2指定買取人が期間内に会社法139条2項の通知（指定買取人による買取の通知）をした場合において、期間内に供託を証する書面を交付しなかった場合（会社規則26条2号）、③-3譲渡等承認請求者が、当該会社または指定買取人との間の株式に係る売買契約を解除した場合である。以下、やや複雑と思われる②から③-2を中心に検討する。

2 ②（会社145条2号）について

（1）会社法145条2号本文

会社の承認拒絶通知の日から40日以内に「第141条第1項の規定による通知」（会社による買取通知）をしなかった場合、みなし承認が成立するが、「第141条第1項の規定による通知」は、供託を証する書面の交付が先行または同時になされた有効な買取通知である必要があるか、又は、供託を証する書面の交付が伴わない無効な買取通知も該当するか一応問題となり得る。指定買取人も会社も買取をしない場合に、みなし承認を成立させることによって譲渡等承認請求者の投下資本回収を保障しようとした趣旨からすると、「第141条第1項の規定による通知」は、当然、有効な買取通知であることが必要であると解される。

（2）会社法145条2号括弧書

また、会社の承認拒絶通知の日から40日以内に会社による買取通知がなされなかった場合でも、承認拒絶通知の日から10日以内に「第142条第1項の規定による通知」（指定買取人による買取通知）がなされた場合はみなし承認が成立しない（会社145条2号括弧書）。この「第142条第1項の規定による通知」は、供託を証する書面の交付が先行または同時になされた有効な買取通知である必要があるか、又は、供託を証する書面の交付が伴わない無効な買取通知も該当するか一応問題となり得る。後者と解すると、指定買取人による無効な通知（よって、指定買取人との売買契約は成立しない）がなされた場合、会社法145条2号によるみなし承認の成立は妨げられることになり、指定買取人も会社とも売買契約は成立せず、譲渡等承認請求者の資本回収の途が閉ざされることになり相当でない（前記⑤の場合（会社規則26条2号）によってみなし承認が成立する余地はあるが、全ての場合をカバーできていないと思われる⁶²⁾）。よって、会社法145条2号括弧書内の「第142条第1項の規定による通知」は、供託を証する書面の交付が先行または同時になされた有効な買取通知である必要があると解される。

（3）指定買取人と会社の共同買取の場合

指定買取人と会社との共同買取の場合、まず、承認拒絶通知（会社139条2項）から10日以内に指定買取人から対象株式の一部について買取通知が為されることになるが、その後、承認拒絶通知から40日以内に会社からの残部についての買取通知がなされなかった場合のみなし承認の効果はどうなるか問題となる。

指定買取人から買取通知がなされているため、会社法145条2号括弧書によって、みなし承認が成立しないとも考えられるが、会社法145条の趣旨から相当でないことは明らかである。

この点について、指定買取人との間で対象株式の一部について売買契約が成立し、残部についてのみみなし承認が成立すると解する余地もあると思われるが、譲渡等承認請求に対する一部承認（前述第4第3項）を認めることになり

相当でない。

そこで、会社法 145 条 2 号括弧書は、指定買取人が対象株式全部を買い取る場合のみ適用され、会社と指定買取との共同買取の場合、両者からの有効な買取通知がない限り、対象株式全部についてみなし承認が成立すると解すべきである⁶³。

3 ③-1 (会社規則 26 条 1 号) について

前述のとおり、会社法 145 条 2 号の「第 141 条第 1 項の規定による通知」について有効な通知であることを前提にすると、40 日の期間内に供託を証する書面が交付されていない場合というのは、有効な通知ではないため、会社規則 26 条 1 号によるまでもなく、会社法 145 条 2 号によってみなし承認が成立する。そのため、会社規則 26 条 1 号の存在意義はほとんど見いだせない⁶⁴。

4 ③-2 (会社規則 26 条 2 号) について

会社規則 26 条 2 号は、みなし承認が成立する場合として、指定買取人が、会社による承認拒絶の通知の日から 10 日以内に、指定買取人による買取通知をした場合において、同期間に譲渡等承認請求者に対して供託を証する書面を交付しなかった場合を規定している。この会社規則 26 条 2 号についても、同条 1 号同様、会社法 145 条 2 号の規定で足りることを理由に、その存在意義に疑問が呈されている⁶⁵。すなわち、会社規則 26 条 2 号が規定するような場合、同条号がなくても、指定買取人による買取通知は、供託を証する書面の交付が先行または同時になされたものでなければ、有効な買取通知ではないため、指定買取との間で売買契約は成立せず、その後、会社による有効な買取通知がなされれば会社との間で売買契約が成立し、期間内に会社による有効な買取通知がなければ、会社法 145 条 2 号によるみなし承認が成立する（前述のとおり、会社法 145 条 2 号括弧書内の「第 142 条第 1 項の規定による通知」は、供託を証する書面の交付が先行または同時になされた有効な買取通知である必要があると解されるため、みなし承認の成立が阻害されない。）ことになるため、会社規則 26 条 2 号によってみなし承認

が成立する場面がない、ということであろう。

しかし他方、会社規則 26 条 2 号の存在によって、指定買取人による供託を証する書面を伴わない無効な買取通知がなされた場合、同条号によってみなし承認が成立してしまうため、後に会社による買取の余地がなくなってしまうことになる。指定買取人による無効な買取通知がなされた場合、会社による買取通知の有無を待つまでもなく、早期にみなし承認を成立させて、譲渡等承認請求者の地位を早期に安定させるという存在意義があるのかもしれない⁶⁶。

しかし、指定買取人が期間内に買取通知をしなかった場合には、会社による買取の余地が残されているにもかかわらず、指定買取人が期間内に無効な買取通知をした場合には、みなし承認が成立し、会社による買取の余地がなくなるという結論は、均衡を失してるように思える。また、指定買取人による通知が 10 日と短いのに対して、会社による買取通知をするための期間が 40 日と長いのは、譲渡等承認請求に対して、取締役会が承認機関の場合、取締役会決議によって不承認決定をし、改めて株主総会を招集する必要が生ずるからと説明されている⁶⁷が、更に、指定買取人を指定したが（会社 140 条 4 項・5 項）、後に指定買取人が買取資金を調達できない等の何らかの理由により指定買取人による買取ができなかった場合にも、会社による買取の余地を残すという趣旨もあるように思える。更に、指定買取人による期間内の通知も供託を証する書面の交付もなされているが、通知の後に供託を証する書面の交付がなされているような場合には、いずれも期間内になされているため会社規則 26 条 2 号には該当せず、みなし承認が成立せず、会社による買取の余地が残されることになるが、同じ無効な買取通知であるにも関わらず、期間内に供託を証する書面の交付がある場合には、会社による買取の余地が残され、期間内に書面の交付がない場合には、みなし承認が成立し、会社による買取の余地がなくなるのは、その相違を合理的に説明できないと思われる。

よって、会社規則 26 条 2 号の定めには反する

が、同条号が定めるような場合にもみなし承認は成立せず、会社による買取の余地を残し、会社法 145 条 2 号によってみなし承認の成否を決

するのが相当と解する。

以上

- ¹ 国税庁「平成 30 年度標本調査結果」
² 2020 年 9 月 11 日時点。日本取引所グループウェブサイト。
³ 江頭憲治郎「株式会社法 第 7 版」(2017 年、有斐閣、) 234 頁注(3)。
⁴ 江頭前掲 234 頁
⁵ 山本爲三郎「会社法コンメンタール 3—株式(1)」(2013 年、(株)商事法務) 381 頁
⁶ 山本前掲 382 頁。なお、最判平成 9 年 3 月 27 日(判時 1602 号 140 頁、判タ 940 号 155 頁)は、有限会社の場合であるが、「有限会社の社員がその持分を社員でない者に対して譲渡した場合において、右譲渡人以外の社員全員がこれを承認していたときは、右譲渡は「社員総会の承認がなくても、譲渡当事者以外の者に対する関係においても有効と解するのが相当である。」と判示している。
⁷ 小出一郎「論点体系 会社法 2 株式会社 II」(第一法規、2012 年) 451 頁
⁸ 山本前掲 381 頁。
⁹ 前田庸「会社法入門〔第 13 版〕」175 頁(2018 年、有斐閣)。鈴木竹雄=竹内昭夫「会社法(第 3 版)」148 頁(1994 年、有斐閣)
¹⁰ 稲葉威雄ほか編「実務相談株式会社法(新訂版)」2 卷 14 頁(2004 年、商事法務)
¹¹ 江頭前掲 239 頁、小出前掲 458 頁。
¹² 高松地丸亀支判昭和 32 年 2 月 21 日(下級民集 8 卷 2 号 344 頁、ジャリスト 237 号 67 頁)
¹³ 山本前掲 393 頁
¹⁴ 山本前掲 392 頁。
¹⁵ 小出前掲 459 頁。
¹⁶ 但し、公開会社の場合には、株主総会を承認機関にすると、その招集に 2 週間を要するため(会社 299 条 1 項)、譲渡株主が当該総会の収集手続の省略に同意しない限り、みなし承認が成立してしまうため、譲渡制限株式制度としては意味がないものとなる(江頭前掲 237 頁注(5))。
¹⁷ 江頭前掲 236 頁
¹⁸ 相澤哲「立案担当者による新・会社法の解説(別冊商事法務 295 号)」26 頁(2006 年、商事法務)
¹⁹ 小出前掲 460 頁、相澤哲ほか「論点解説 新・会社法」63 頁(2007 年、商事法務)
²⁰ 川口恭弘「別冊法学セミナー 新基本法コン

- メンタール 会社法 1 [第 2 版]」(2016 年、日本評論社) 281 頁。前田雅弘「株式譲渡・新株発行関係」証券取引法研究会編・新会社法の検討 72 頁
²¹ 相澤哲「一問一答 新・会社法」(2006 年、商事法務) 71 頁、相澤哲ほか「論点解説 新・会社法」(2007 年、商事法務) 63 頁。
²² 江頭前掲 236 頁。山本前掲 396 頁。
²³ 東京地方裁判所平成 28 年 10 月 26 日判決(L L I / D B 判例番号 L 07132328)
²⁴ 肯定説は、江頭前掲 237 頁。否定説は、山本前掲 396 頁。前掲の判例は、肯定説の余地も認めているが、立場は明確ではない。
²⁵ 相澤哲ほか「論点解説 新・会社法」(2007 年、商事法務) 64 頁、小出前掲 461 頁。
²⁶ 稲葉威雄ほか・条解会社法の研究 2 (株式(1)) 108 頁[商事法務研究会・1990]。
²⁷ 江頭 237 頁注(3)、小出前掲 460 頁、稻葉威雄ほか編「実務相談株式会社法(新訂版)」3 卷 711 頁(2004 年、商事法務)
²⁸ 山本前掲 395 頁。江頭前掲 239 頁。
²⁹ 江頭 239 頁注(10)、山本前掲 401 頁
³⁰ 江頭 239 頁注(10)、田中 100 頁。
³¹ 山本前掲 401 頁。
³² 山本前掲 401 頁。
³³ 藤原幸喜子「会社法下における『譲渡制限株式の売買価格の確定を証する書面』をめぐる供託実務」登記情報 572 号 15 頁(2009 年)、小出前掲 466 頁。
³⁴ 藤原前掲 15 頁、小出前掲 467 頁
³⁵ 小出前掲 467 頁
³⁶ 川口前掲 283 頁
³⁷ 大阪地判昭和 53 年 11 月 22 日下級民集 29 卷 9=12 号 319 頁、大阪地判昭和 54 年 5 月 30 日判タ 391 号 124 頁。
³⁸ 小出前掲 471 頁
³⁹ 小出前掲 472 頁
⁴⁰ 山本前掲 404 頁
⁴¹ 山本前掲 405 頁
⁴² 小出前掲 467 頁
⁴³ 秋吉信彦外「新・類型別会社非訟」127 頁、小出前掲 468 頁、山本前掲 406 頁
⁴⁴ 有効説は、相澤哲=岩崎友彦「株式会社の計算等」商事法務 1746 号 26 頁(2005)、葉玉匡美「財源規制違反行為の効力」商事法務 1772 号 33 頁(2006)。無効説は、江頭前掲 259 頁、

- 山本前掲 400 頁、
⁴⁵ 山本前掲 400 頁
⁴⁶ 秋吉前掲 131 頁
⁴⁷ 会社と指定買取人との共同の買取も可能と解される。但し、本文第 5 第 2 項(3)参照。
⁴⁸ 江頭 240 頁注(11)。山本前掲 402 頁。なお、140 条 4 項の「一部を買い取る者」について、前者は、譲渡等承認請求者の同意がある例外的なケースを除き、会社と共同して買い取る者を指すとしているが、後者は、譲渡等承認請求者との合意がある場合の、会社と共同して買い取る者又は他の指定買取人と共同で買い取る者と解している。
⁴⁹ 山本前掲 408 頁・423 頁
⁵⁰ 山本前掲 410 頁
⁵¹ 久保田安彦「譲渡制限株式の評価」別冊ジュリスト 229 号会社法判例百選〔第 3 版〕43 頁(2016 年)
⁵² 小出前掲 481 頁
⁵³ 山本前掲 418 頁、小出前掲 481 頁
⁵⁴ 山本前掲 418 頁
⁵⁵ 山本前掲 418 頁
⁵⁶ 秋吉前掲 137 頁、大竹明彦外編(判例タイムズ社、2020 年)
⁵⁷ 久保田前掲 43 頁(2016 年)
⁵⁸ 大阪地裁平成 25 年 1 月 31 日決定(判時 2185 号 142 頁、判タ 1392 号 248 頁)。
⁵⁹ 久保田前掲 43 頁。
⁶⁰ 久保田前掲 43 頁。大阪高決平成元年 3 月 28 日(判タ 712 号 29 頁)。なお、東京地決平成 6 年 3 月 28 日(判タ 872 号 276 号)は、現実に予定されていない解散を前提にすべきではないことを理由に否定。
⁶¹ 法務省民事局参事官室編「一問一答平成 6 年改正商法」商事法務研究会(1994 年)154 頁、東京地方裁判所商事研究会編「類型別会社非訟」85 頁(判例タイムズ社、2009 年)、秋吉前掲 131 頁。反対説は、高村隆司「裁判所による譲渡制限株式の売買価格の決定と財源規制」法律実務研究 33 号 35 頁。
⁶² 指定買取人による期間内の通知も供託を証する書面の交付もなされているが、通知の後に供託を証する書面の交付がなされているような場合には、通知が無効であるため指定買取人との間に売買契約は成立しないが、会社規則 26 条 2 号に該当しないため、同条号によるみなし承認も成立しない。
⁶³ 小出前掲 495 頁。
⁶⁴ 山本前掲 423 頁は、会社規則 26 条 1 号の意義について、供託を証する書面の交付についても、会社と譲渡等承認請求者間の合意による別段の定めができる(会社 145 条柱書ただし書)旨を示す点にあるとする。前田雅弘「株式譲渡・新株発行に係る法務省令」証券取引法研究会編「会社法の検討—ファイナンス関係ー」別冊商事法務 333 号(2009) 27 頁は、会社規則 26 条 1 号の存在意義について疑問を呈している。
⁶⁵ 前田前掲 27 頁
⁶⁶ 山本前掲 423 頁は、会社規則 26 条 2 号によるみなし承認の成立を認めているが、他方、同 424 頁では、会社規則 26 条 2 号の意義を認めるとすると、供託を証する書面の交付についても、会社と譲渡等承認請求者間の合意による別段の定めができる(会社 145 条柱書ただし書)旨を示す点にあるとしている。
⁶⁷ 江頭前掲 240 頁注 12。

